

# 岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

当市では、建築基準法第97条の2の規定に基づく建築物の確認等を北海道建築基準法施行条例と同じ基準で行っている。また、当該確認等に係る手数料についても、北海道建設部手数料条例に準じて設定している。

今回、北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第96号）が令和7年4月1日に施行されることを受け、手数料の改定を行う。

## 第2 改正の内容

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正により、全ての建築物について省エネ基準適合が義務付けられたこと等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に係る手数料を北海道に準じて改定する。

## 第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市条例第 8 号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表建築物確認等申請手数料の部第 1 項第 4 号中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に改め、「(確認の特例の場合にあっては、42,000 円)」を削り、同項第 5 号中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に改め、同項備考第 1 項第 3 号中「建築物を移転する場合」を「建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合」に、「当該移転」を「当該移転、修繕又は模様替」に改め、同項第 4 号中「変更して建築物を移転する場合」を「変更して建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合」に改め、同備考に次の 1 項を加える。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあっては一の建築物につき、この項に規定する金額に第 7 項に定める金額を加算した金額とする。

別表建築物確認等申請手数料の部中第 11 項を第 15 項とし、第 7 項から第 10 項までを 4 項ずつ繰り下げ、第 6 項を第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

10	仮使用認定申請手数料	1 件につき 130,000 円
----	------------	------------------

別表建築物確認等申請手数料の部中第5項を第8項とし、第4項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合に加算する金額	
	(1) 一戸建ての住宅	1 件につき 7,500 円
	(2) 共同住宅（長屋等を含む。）	1 件につき 30,000 円

別表建築物確認等申請手数料の部第3項第1号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第2号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第3号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「35,000円」を「42,000円」に改め、「（検査の特例の場合にあっては、31,000円）」を削り、同項第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「57,000円」を「68,000円」に改め、同項備考第1項中「建築物を移転した場合」を「建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合」に、「当該移転」を「当該移転、修繕又は模様替」に改め、同部第3項を同部第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料	
	(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合	1 件につき 18,000 円
	(2) 岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けていない建築設備の計画に記載された建築設備又は岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築設備の計	1 件につき 25,000 円

画に記載されていない建築設備の場合	
(3) 建築設備の計画の変更により、岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更したことがある当該建築設備の場合(当該計画の変更について岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない場合に限る。)	1 件につき 19,000 円

別表建築物確認等申請手数料の部中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2	建築設備に関する確認申請又は計画通知に係る手数料	
	(1) 建築設備を設置する場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)	1 件につき 18,000 円
	(2) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更する場合	1 件につき 12,000 円
	(3) 指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備(岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を除く。)を変更する場合	1 件につき 19,000 円

別表低炭素建築物等認定申請手数料の部第1項第4号ア(ア)中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料の部を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料
1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び第3項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	39,000円
b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	43,600円

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	29,300円
b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	32,400円

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計

の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	78,300 円
b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	130,000 円

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	58,100 円
b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	97,000 円

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び第 3 項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（イ）並びに次項ウ（ア）及び（イ）並びに第 3 項ウ（ア）及び（イ）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	257,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	322,000 円

超えるもの

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	98,800円
b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	125,000円

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	18,900円

備考

- 1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。
- 2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料

- (1) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、

それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	22,500円
b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	24,800円

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	17,700円
b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,200円

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	44,900円
b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	77,200円

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	34,800円
b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	60,700円

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	134,000円
b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	170,000円

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	54,900円
b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	72,200円

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に

		定める金額	
	a	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	11,000 円
	b	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	18,900 円
	備考		
	<p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p>		
3	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料		
	<p>(1) 軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第 1 号ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(イ) 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について前項第 1 号ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第1号イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第1号イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ウ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ウ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ウ(ウ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

## 備考

- 1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。
- 2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につ

き、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。ア、イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	40,400円
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	44,900円

イ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	30,600円
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	33,700円

ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,600円
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,200円

超えるもの	
<p>(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。第3号及び第4号において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、アに定める金額）</p>	
<p>ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
<p>(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</p>	<p>79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p>
<p>(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの</p>	<p>131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</p>
<p>イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</p>

(3) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	59,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの	98,800円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	59,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	98,800円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場

合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの	39,200 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの	66,500 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円)

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	39,200 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	66,500 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円)

(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非

住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	259,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	324,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円)
イ 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	100,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	126,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円)
備考	
1 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、第 1 号及び第 5 号に規定する金額を合計した金額とする。	
2 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、第 2 号及び第 5 号、第 3 号及び第 5 号又は第 4 号及び第 5 号に規定する金額を合計した金額とする。	
3 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されて	

いる場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合	1棟につき 1,000円
-------------------------------	--------------

(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。ア、イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）	
---	--

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	23,800円
---------------------------	---------

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	26,000円
----------------------------	---------

イ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	19,000円
---------------------------	---------

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	20,600 円
ウ 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	14,000 円
(イ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	14,800 円
(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。第 4 号及び第 5 号において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。）当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第 14 条第 2 項第 2 号に掲げる住宅にあっては、アに定める金額）	
ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの	46,000 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの	78,100 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に	

定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	46,000 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	78,100 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円)

(4) 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの	36,200 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの	62,400 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円)

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	36,200 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	62,400 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円)
(5) 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）	
ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの	25,400 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)
(イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの	45,100 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	25,400 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円)

		場合にあっては、12, 200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	45, 100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24, 200円)	
(6) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	135, 000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12, 200円)	
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	172, 000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20, 100円)	
イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	56, 200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12, 200円)	

<p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの</p>	<p>73,600 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円)</p>
<p>(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項(備考第 3 項及び備考第 4 項を除く。) の規定の例により算定した金額</p>	
<p>備考</p>	
<p>1 複合建築物(住宅の戸数が 1 戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、第 2 号及び第 6 号に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>2 複合建築物(住宅の戸数が 1 戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、第 3 号及び第 6 号、第 4 号及び第 6 号又は第 5 号及び第 6 号に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>3 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該計画の変更に係る建築物 1 棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p>	
<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額(申請建築物に係る手数料の金額に限る。)を加算した金額とする。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、な

お従前の例による。